

和歌山工業高等専門学校職業紹介業務運営規則

制 定 平成14年11月27日

最近改正 平成16年4月1日

(趣 旨)

第1条 この規則は、職業安定法(昭和22年法律第141号)第33条の2の規定に基づき、和歌山工業高等専門学校(以下「本校」という。)が行う無料の職業紹介業務(以下「紹介業務」という。)に関し、必要な事項を定める。

(紹介業務の範囲)

第2条 紹介業務は、本校の学生及び本校を卒業した者を対象とする。

(紹介業務の担当者)

第3条 本校に紹介業務を担当する者(以下「職業紹介業務担当者」という。)を置き、進路対策委員会委員長をもって充てる。

(求人者の申込み)

第4条 求人者の申込みは、本校所定の求人票をもって行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、任意の書式により申し込むことができる。

2 前項の申込みは、求人者又はその代理人が出頭のうえ、行うものとする。ただし、求人者又はその代理人が出頭できない場合は、郵送等により申し込むことができる。

(労働条件の明示)

第5条 求人者の申込みに当たっては、求人者は業務の内容、賃金、労働時間及びその他の労働条件を明示しなければならない。

(紹介の方法)

第6条 求人者に対する紹介は、所定の書面により行うものとする。

(求人者の受理範囲)

第7条 求人者の申込みは、次の各号の一に該当する場合を除き、いかなる求人者も受理する。

- 一 求人者の申込み内容が法令に違反している場合
- 二 労働条件が著しく不相当である場合
- 三 その他求人者の申込み内容が不相当であると認める場合

2 前項の規定にかかわらず、労働争議中の事業所からの求人者に対しては、争議が解決するまではこれを受理しない。

(求職者の申込み)

第8条 求職者の申込みは、所定の書面により行うものとする。

(求職者の受理範囲)

第9条 求職者の申込みは、次の各号の一に該当する場合を除き、いかなる求職者も受理する。

- 一 求職者の申込み内容が法令に違反している場合
- 二 その他求職者の申込み内容が不相当であると認める場合

(紹介の原則)

第10条 求人者に対しては、雇用条件に適合する求職者を、求職者に対しては、その希望と能力に適合する職業を紹介するように努めなければならない。

(均等待遇)

第 1 1 条 紹介業務を行うに当たっては、何人に対してもその人権、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等を理由として差別的な取扱いを行ってはならない。

(秘密の厳守)

第 1 2 条 紹介業務を行うに当たって知り得た個人的な情報は、すべて秘密とし、他に漏らしてはならない。

(採否の報告)

第 1 3 条 求人者及び求職者は、採否の結果を本校に報告しなければならない。

(雑則)

第 1 4 条 この規則に定めるもののほか、本校の紹介業務は、関係法令等に基づき運営するものとする。

附 則

この規則は、平成 1 4 年 1 1 月 2 7 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。